

例会報告

Rotary

高山西ロータリークラブ



17-18 年度会報月間写真 お城シリーズ
2 月 郡上八幡城② 新井 典仁

第 2630 地区 岐阜県 濃飛分区 創立 1966 年 1 月 15 日

- 例会日 毎週金曜日 12:30~13:30
- 例会場 高山市花里町 3-33-3 TEL 34-3988
大垣共立銀行 高山支店 4F
- 会長 米澤 久二
- 幹事 鴻野 幸泰
- 会報委員長 新井 典仁

<会長の時間>

ピンポン外交

2/9 日から平昌オリンピックが始まっています。南北朝鮮の統一チームで参加したことが大きく報道されており、スポーツが政治に深くかかわっていると思います。



RC では政治はご法度と思いますが、今日はピンポン外交についてお話ししたいと思います。46 年もたっているのでお話しすることは許されると思います。いわゆるピンポン外交の名で知られる「第 31 回世界卓球選手権大会」が名古屋で開催されたのは私が高校 2 年生の時、1971 (昭和 46) 年です。ご承知のようにピンポン外交により米中、日中国交回復という大きな歴史的転換点をつくりました。「小さな白球で、大きな地球を動かす」と当時言われたそうです。

有名なエピソードとしては 4/4 会場の愛知県体育館へ向う際にアメリカ合衆国のコーエン選手がバスを乗り間違えて中国のバスに乗りこんだそうです。当時中国選手にはアメリカの選手とだけは接触してはいけないというルールがありましたが、中国のエースである莊則棟はチームメートから反対されたにもかかわらず、参加前に周恩来総理から「友好第一、試合第二」という言葉を受けたことを思い出し「アメリカの選手と中国の人民は友だちです」と言って握手をしたそうです。この行為は 2 人のアスリートによる純粋で自発的なものでしたが、中国はこれを外交的なカードとして利用することになりました。

もともと水面下ではいろんな動きがあったみたいです。4/7 大会最終日に毛沢東主席が最後の決断を下し『アメリカチームを直ちに中国に招請する』ことになりました。これをきっかけに、4/10 からアメリカ選手団が北京を訪問し、そこで受けた熱烈な歓迎は、中国側からの「中米関係改善を望む」というサインだったそうです。キッシンジャー國務長官は同年 7 月アジア・ヨーロッパ訪問の途中にパキスタンで「腹痛」を起こし随行者団さえ煙に巻いて、7 月 9 日から北京を訪問し周恩来・キッシンジャー会談の結果「ニクソン訪中決定」の大ニュースは 7 月 15 日、米中双方から同時に発表されました。米中関係の歴史的転機は、このようにして訪れたそうです。

背景としていろんなことがあり米中国交正常化が進んだと思います。平昌オリンピックでも水面下でいろんなことが行われていると思います。あとで平和に向かったアッという動きがあるといいと思います。

<幹事報告>

◎ガバナー、青少年交換委員会委員長より

- ・派遣学生オリエンテーションのご案内

日 時 2 月 25 日 (日) 午前 11:00~
場 所 ホテルグランヴェール岐阜
出席義務者 来日学生、クラブカウンセラー

◎高山市教育委員会 学校教育課長より

- ・高山市キャリア教育を考える会 次年度打ち合わせ会の開催について
日時 3 月 8 日 (木) 15:00~16:00
場所 高山市役所 2 階 202 会議室

<例会変更>

- 高山中央 … 3 月 19 日 (月) は、定款により 休会
3 月 26 日 (月) は、職場訪問例会のため
日進木工 (株) へ 変更

<出席報告>

区分	出席	Make-Up	出席者数	会員数	出席率
前々回	38 名	0 名	38 名	40 名	95.00%
本日	31 名	—	31 名	40 名	77.50%

<本日のプログラム> 環境保全委員会

委員長 遠藤 隆浩

確定申告が本日より始まります。本日の担当例会は、時節柄大変お忙しい中、高山税務署長の青木 愛 様にお越しいただき、皆様も関心がおありかと思われます消費税の軽減税率制度についてお話しさせていただきます。

ここで青木様の略歴をご紹介します。福島県伊達郡国見町ご出身で昭和 61 年生まれの 31 歳。平成 21 年国税庁入庁後、大宮税務署、財務省 IMF・世銀総会準備事務局を経て平成 25 年からワシントン大学大学院へ留学されました。平成 26 年帰国され国税庁人事課、金融庁出向を経て平成 29 年 7 月 10 日より高山税務署長として着任されました。本日はどうぞよろしくお願い致します。



消費税の軽減税率制度について
高山税務署長 青木 愛 様

ロータリー：変化をもたらす

例会報告

本日はお招きいただきありがとうございます。昨年7月に高山税務署へ着任いたしました青木です。高山は豊かな自然と美しい街並み・風景、美味しい食べ物とお酒があり、歴史と伝統を大事にする地元愛に溢れた方々が多い、大変素敵な場所だと感じています。

悪質な納税者に対しては毅然とした対応をする一方で、税務行政に対して寄せられる御意見等については、納税者の皆さまの期待に応えられるよう、職員と共に知恵を出し合いながら、真摯に対応させていただきたいと思っていますので宜しくお願い致します。

本日は、平成31年10月から実施される、消費税の軽減税率制度についてお話をさせていただきます。なお、パンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度」を使用いたします。

平成31年10月1日に、消費税率が8%から10%へ引上げられると同時に、軽減税率制度が実施され、消費税と地方消費税を合わせた税率は、標準税率10%と軽減税率8%となります。軽減税率の対象品目は、①酒類・外食を除く飲食料品と、②週2回以上発行される新聞のうち、定期購読契約に基づくものです。

まず、事業者の皆さまに具体的にご対応いただくことについて、簡単にご説明させていただきます。

仕入れ段階においては、仕入れや経費を区分するため、軽減税率の対象となるものがないかを確認し、交付を受けた請求書等に基づき、仕入れや経費を税率ごとに記帳します。次に、販売段階ですが、顧客から販売商品の税率を問われた場合に回答できるよう、軽減税率の対象となる商品を確認しておく必要があります。

また、販売した商品に軽減税率の対象となるものがあれば、請求書等に軽減税率対象品目である旨や税率ごとに合計した税込金額の記載を行い、売上げを税率ごとに記帳します。最後に申告の際ですが、税率ごとに記帳した売上げや仕入れに基づき、消費税額を計算します。

なお、免税事業者の方であっても、飲食料品などを課税事業者に販売した場合には、相手方から、後ほどご説明します区分記載請求書等の交付を求められる場合がありますので、軽減税率制度は、課税事業者であるかどうかを問わず、多くの事業者にご対応いただくことが必要となるものです。

軽減税率制度の実施後も消費税額の計算方法は変わりませんが、消費税率が軽減税率と標準税率の2つとなりますので、売上げと仕入れを税率ごとに区分して、税額計算を行う必要があります。

なお、税率ごとに売上げや仕入れを区分することにつき困難な事情がある中小事業者の方については、軽減税率制度の実施後の一定期間、税額計算の特例を適用することができます。

軽減税率の対象となる新聞は、定期購読契約に基づき購読される新聞で、週2回以上発行されるものとなりますので、皆さんのご自宅などに配達される日刊新聞等が軽減税率の対象となります。

飲食料品も軽減税率の対象となりますが、そのうち、「酒類」、「外食」、「ケータリング等」は、軽減税率の対象となりません。なお、有料老人ホームで行う飲食料品の提供や学校給食などは、一定の要件の下、軽減税率の対象とされています。

また、飲食店やファストフードのテイクアウト・宅配等は単なる飲食料品の譲渡に該当しますので、軽減税率の対象となりますが、「医薬品・医薬部外品等」については、食品に該当しないため、軽減税率の対象とはなりません。

例えば、おもちゃ付きのお菓子や、紅茶とティーカップのセットなど、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっており、その一体となっている資産の価格のみが提示されている「一体資産」については、一つの税率が適用され、原則として標準税率となります。

ただし、税抜価額が1万円以下で、「食品の価額の占める割合」が3分の2以上であるものは軽減税率の対象となります。

標準税率が適用される「外食」の典型的な例としては、レストランやフードコートでの食事の提供が該当しますが、飲食店業を営む者が行うものであっても、いわゆる「テイクアウト」は、単なる飲食料品の販売であり、軽減税率が適用されます。

また、標準税率が適用される「ケータリング等」の典型的な例としては、企業が会議室でパーティーを行う場合に、その会場で料理を加熱、配膳し、提供する事例が該当しますが、飲食料品の出前・配達など、単に飲食料品を届けるだけのものは、単なる飲食料品の販売ですので、軽減税率が適用されます。

次に帳簿及び請求書等の記載と保存についてお話しさせていただきます。

平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間は、仕入税額控除の方式として「区分記載請求書等保存方式」が適用されます。

軽減税率制度の実施後は、帳簿及び請求書等には、現行の記載事項に加え、区分経理に対応するための記載事項を追加することとなり、これを保存することが、仕入税額控除の要件となります。これを「区分記載請求書等保存方式」と呼んでいます。

「区分記載請求書等」とは、現行制度における記載事項に追加して、①「軽減税率の対象品目である旨」と②「税率ごとに合計した税込対価の額」が記載されたものをいいます。

平成35年10月1日から、課税事業者のみが発行できる適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされる、いわゆるインボイス制度が導入されます。適格請求書は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である、適格請求書発行事業者のみが発行できます。

適格請求書の記載事項は、区分記載請求書の記載事項に加え、①登録番号、②税率ごとに区分した税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率、③消費税額等が必要となります。適格請求書発行事業者は、取引の相手方である課税事業者から求めがあった場合、適格請求書の交付が必要となるとともに、交付した適格請求書の写しの保存が必要です。

なお、適格請求書等保存方式の下では、免税事業者などの適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れは、仕入税額控除の対象とはなりません。ただし、平成35年10月1日から一定期間においては経過措置が設けられています。

本日の説明は以上となります。ご清聴ありがとうございました。

<ニコニコボックス>

●米澤 久二さん、田中 正躬さん

2月12日のこども雪あそびフェスティバル、井上社会奉仕委員長はじめ関係の委員会の皆様、そして寒い中参加頂きました会員の皆様ありがとうございました。約400名の子供さんと親御さんに参加してもらいました。寒い中でも雪と遊ぶ子供達の強いエネルギーを感じました。青木愛高山税務署長、本日は確定申告の開始日というお忙しい中ご臨席ありがとうございました。スピーチよろしくお願ひします。

●遠藤 隆浩さん

青木高山税務署長様のご来訪を歓迎いたします。スピーチよろしくお願ひします。

●塚本 直人さん

青木署長のお話しを楽しみにしています。月刊タイムにもご協力頂きありがとうございます。

ロータリー：変化をもたらす

例会報告

●高山法人会 監査役 めでたの男 挾士 貞吉人さん

高山税務署長 青木 愛 様のご来訪を歓迎します。今日は飛騨法人会岡田会長が欠席でゴメンナサイ。JCセネター総会、内田さんご苦労様でした。

●会長エレクト 門前 庄次郎さん、副幹事 田中 正躬 さん

本日、次期の委員会名簿歩を出させていただきました。会員数が少なめなので一人三役の方もいろいろご意見のある所だと思いますがロータリーの友情に免じてご容赦ください。来期この体制で頑張りたいと思いますのでよろしくお願い致します。

●2018年IM実行委員長 古橋 直彦さん

本日 2018-2019 年度理事役員並びに委員会名簿の反対の面に 2018年 10 月開催のIM役割分担表(案)を配布いたしましたので宜しくご協力をお願いします。

●田近 毅さん

留学生のノエミちゃんには日曜日には息子家族とスキーに行ったり、美濃加茂の井尾さん宅にホームステイしている留学生と一緒に志賀高原へスキーに連れて行ってもらったり、また先週の連休には息子家族と富士五湖へ美しい富士山を見に出かけたりしております。また明日 17 日には東京へ行きお兄さんと合流して旅行する予定です。明日家内が東京まで送って行きます。そして来週土曜お兄さんと一緒に高山へ帰り、お兄さんは息子宅に泊る予定です。この様にノエミちゃんは充実した日々を送っております。

●向井 公規さん、垣内 秀文さん

留学生の昨日、新年家族例会の慰労会を親睦委員ニコニコ委員合同で開催させていただきました。出席頂いた皆様ありがとうございます。そして会長幹事には大変ご馳走になりありがとうございます。新緑例会の話も盛り上がりきって皆様ワクワクして頂ける例会になると思います。ぜひご期待下さい。

●田邊 淳さん

結婚記念日で高山グリーンホテルランチ券をいただきありがとうございます。昨日夫婦で素敵なランチを頂きました。夫婦円満これで多分O。K?かと思えます。

●折茂 謙一さん

誕生祝い有難うございました。

●大前 克秀さん

全国古民家再生の月刊紙ジャパトラを配布させていただきました。読んで頂ければ幸いです。

●伊藤 松寿さん、住田 泰典さん、松川 英明さん、萱垣 敬慈さん

2月12日に原山市民公園で行われた社会奉仕委員会担当の「こども雪あそびフェスティバル」例会、豚汁300食も大好評でした。ご参加の皆さん、寒い中本当にお疲れ様でした。

●伊藤 松寿さん、田中 武さん、下屋 勝比古さん、杉山 和宏さん

青少年交換留学生の萱垣杏花さんとノエミさんの留学生生活が半年を超えました。杏花さんの英会話力は日常生活には全く支障の無いレベルにまで上達したそうです。また斐太高校時代は苦手だった数学は、現地ではトップクラスの成績のようです。1年間素晴らしい経験をして頂く事を期待しています。

派遣交換留学生 萱垣 杏花さん 近況報告



1月半ばには家族が6日間に渡り、オーストラリアへ訪れ共に過ごしました。

シドニーを中心に観光をしたり、私の住んでいるニューカッスルを案内したりなど、楽しい時を過ごしました。弟の背が私より高くなっていたり、家族にも変化が見られました。

最終日には、父と私でシドニーでのメイクアップミーティングに参加してきました。父が私の6日間の英会話に影響されたのか、頑張るって英語を理解しようとしていたり、自己紹介をする姿を見て、この父の元に生まれることができ良かったと改めて思いました。そもそもすべての親にとって、大学生にもなっていない子供を海外に送り出すことは、たくさんの不安や問題があると思っています。

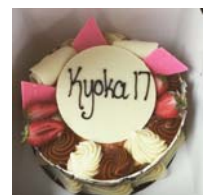
そんな中、中学生の時から海外滞在に個人で参加することを許してくれ、また1年という長い期間を高校生のうちに経験させてくれたことに深く感謝を覚えた、そんな6日間でした。

ホームシックにはなっていない。むしろ、元気な家族の姿を見て安心し、さらに残りの期間を精進してゆこうと思いました。

また、私の所属していた Lake Macquarie Club が閉会してしまい、やむを得ずクラブを移動しました。新しいクラブの Belmosn Club は毎週月曜日に例会があり、初参加の時には皆さんとても親切で、居心地が良く、安心しました。身寄りのない私を引き取っていただいたことを大変ありがたく思っています。

それと同時期に、ホームステイ先も移動しました。3番目のホストファミリーはとても楽しい方々で、10歳の妹ができました。毎日次のお弁当を一緒に作り、一緒に遊び、一緒に楽器を弾いたりと常に一緒にいます。とても毎日が充実していて楽しいです。

そして、31日に17歳になりました。たくさんの人にお祝いしてもらって、またホストファミリーは私へのサプライズパーティーを企画してくれ、たくさんの人々とプレゼントに囲まれて、とても幸せな人生1の誕生日になりました。



ロータリー：変化をもたらす